

人 3 第 1 5 8 号
7 . 1 . 1 8
一部改正 人 3 第 1 0 5 5 号
9 . 3 . 4
一部改正 人 厚 第 3 3 5 3 号
1 8 . 3 . 3 1
一部改正 人 制 第 2 7 4 8 号
1 9 . 3 . 2 0
一部改正 人 給 第 1 5 5 0 2 号
2 2 . 1 2 . 1 7

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

人 事 局 長

一般曹候補学生、曹候補士又は一般曹候補生として任用された者の3等陸曹等への昇任時における号俸の決定の特例について（通知）

標記について、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の8及び第6条の11第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり定められ、平成6年4月1日から適用することとされたので通知する。

記

一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第24号）第8条、曹候補士である自衛官の任用等に関する訓令（平成2年防衛庁訓令第10号）第8条又は一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第4号）第8条の規定により3等陸曹、3等海曹又は3等空曹（以下「3等陸曹等」という。）に昇任した自衛官のうち、その者が2等陸士、2等海士又は2等空士に採用されたときから自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第31条の規定の適用を受けない自衛官であったものとして、その者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇任、昇給等の規定を適用して再計算した場合に得られるその者の3等陸曹等への昇任の日における号俸が、その者が現に受けている号俸より有利となる者については、当該再計算による号俸をもってその者の3等陸曹等への昇任の日における号俸とすることができる。